

件名	愛媛県林業技術センター使用料条例の一部を改正する条例	
主管課	林業政策課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
造林用苗木の品種分析に係る使用料の新設		
	種別	単位
	造林用苗木の品種分析	1件につき
		金額
		3,060円
施行日	公布の日	
【その他参考事項】		
1 背景		
造林補助事業の対象品種として、民間で選抜及び養成されてきた「神光2号」(ひのき)が認定されたことから、森林所有者等の民間で自主的に養成したものの品種の証明が必要になったこと。		
2 収入見込み		
61,200円(年間20件)		
3 中四国での事例		
公設林業試験研究機関での事例なし		
4 神光2号		
久万高原町町有林		
平成16年度に造林補助事業対象に認定		
5 品種分析方法		
DNA分析		
6 造林補助事業		
内容		
森林造成を行うための人工造林及び林木の健全な成長を促進するための保育等		
補助率		
4/10(国3/10 県1/10)		
事業主体		
地方公共団体、森林組合、森林所有者等		